

広島県告示第七百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和八年六月二十九日までの間、縦覧に供する。

令和八年六月十五日

広島県知事 横 田 美 香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七五号	東広島市鏡山三丁目二四二番三七地先から 東広島市西条町御蘭字字下長者二四五二番二地先まで	令和八年六月一九日